



鹿児島市からの
重要なお知らせ

せんていし 剪定枝の戸別収集が はじまりました。 **無料**

鹿児島市では、令和2年6月から、剪定枝のリサイクルに取り組んでいます。
これまで、もやせるごみとして収集されてきた剪定枝が、チップ化され、市の施設で、
防草材として活用されます。市民の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

1 剪定枝の出し方が変わりました。（令和2年6月～）

これまで
（令和2年5月まで）

もやせるごみの日に、ごみステーションへ出す。

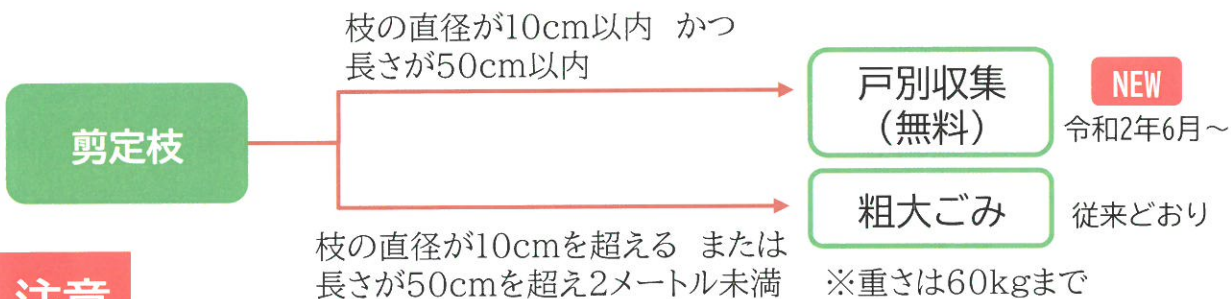
立ち会い
不要

これから
（令和2年6月から）

電話で申し込み、各家庭の門前等で、無料で戸別収集。
（ごみステーションには出せません。）

2 戸別収集する剪定枝の定義

個人が、家庭の庭木（果樹等の枝・竹も含む）を剪定した際に出る枝（葉が付いた枝
も含む）のことで、直径が10cm以内で、かつ、長さが50cm以内のものに限ります。



注意

- ◎ 剪定業者やシルバー人材センター等が剪定したものは戸別収集の対象外です。
（剪定業者等に処分まで依頼してください。）
- ◎ 雑草、落ち葉、花、茎は、今までどおり、もやせるごみです。

【 剪定枝の写真 】



枝



葉付きの枝 ※葉の割合が多いものも対象



※ ヒトツバ、イヌマキ、ツツジ等を剪定したもので、葉の割合が多いものも、剪定枝です。

【裏につづく】

3 申し込み方法・出し方

- ① お電話でお申し込みください。
- ② お電話で収集日をお伝えします。
(1週間程度を目途)
- ③ ひもでしばるか、45リットルまでの透明ごみ袋に入れて収集日当日に、朝8時30分までに、門前等に出して下さい。

立ち会い
不要

出し方



ひもで縛る

または



45リットルまでの
透明ごみ袋

電話申し込み先

鹿児島市環境サービス財団 ☎ 099-268-8888

受付時間：月～土曜日 8:30～17:15 ※年末年始は除く

剪定枝粉碎機の補助金制度

- 鹿児島市では家庭から出る剪定枝を処分するため、粉碎機を購入した市民・町内会等（事業用途は除く）に購入費の補助制度を設けています。

(粉碎したチップは、家庭で雑草防止材やたい肥の原材料等として活用)
(チップを家庭で使いきれない場合は、戸別収集を依頼してください。)

注意

- 粉碎した剪定枝はごみステーションへ出すことはできません。

対象者

- ① 粉碎機を購入した鹿児島市民
(市税の滞納がないこと)
- ② 粉碎機を購入した鹿児島市内の町内会(自治会)等

条件

鹿児島市内で使用すること

補助金額

購入費(消費税含む)の
2分の1(上限2万円)
※1世帯(1町内会等)につき1基まで

申請期間

購入後3か月以内

必要なもの

申請書・請求書・通帳の写し
領収書原本(氏名・購入日・品名・
金額が記入しているもの)
市税納付状況調査同意書(町内会等は不要)

提出先

鹿児島市役所 資源政策課ごみ減量推進係
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 みなと大通り別館4階
郵送可。各支所 総務市民課でもお預かりします。



剪定枝粉碎機とは…

枝を粉碎し、チップ化する機械です。